

大津市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について

平成24年12月3日提出

大津市長 越 直 美

大津市道の構造の技術的基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第30条第3項の規定に基づき、市道の構造の技術的基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

(車線等)

第3条 車道（次に掲げる部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。

- (1) 副道
- (2) 停車帯
- (3) 交差点
- (4) 車両の通行の用に供するため分離帯が切断された車道の部分
- (5) 乗合自動車停車所及び非常駐車帯
- (6) 付加追越車線、屈折車線、変速車線及び登坂車線のすりつけ区間
- (7) 車線の数が増加し、若しくは減少する場合又は道路が接続する場合におけるすりつけ区間

2 道路の区分（第3種の道路にあっては、道路の区分及び地形の状況）に応じ、計画交通量が次の表の設計基準交通量（自動車の最大許容交通量をいう。以下同じ。）の欄に掲げる値以下

である道路の車線（付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。）の数は、2とする。

区分		地形	設計基準交通量
第3種	第2級	平地部	1日につき9,000台
	第3級	平地部	1日につき8,000台
		山地部	1日につき6,000台
	第4級	平地部	1日につき8,000台
		山地部	1日につき6,000台
第4種	第1級		1日につき12,000台
	第2級		1日につき10,000台
	第3級		1日につき9,000台
交差点の多い第4種の道路については、この表の設計基準交通量に0.8を乗じた値を設計基準交通量とする。			

- 3 前項に規定する道路以外の道路（第3種第5級及び第4種第4級の道路を除く。）の車線の数は4以上（交通の状況により必要がある場合を除き、2の倍数）とし、当該道路の区分（第3種の道路にあつては、道路の区分及び地形の状況）に応じ、次の表に掲げる1車線当たりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量の割合によって定めるものとする。

区分		地形	1車線当たりの設計基準交通量
第3種	第2級	平地部	1日につき9,000台
		山地部	1日につき7,000台
	第3級	平地部	1日につき8,000台
		山地部	1日につき6,000台
	第4級	山地部	1日につき5,000台
第4種	第1級		1日につき12,000台
	第2級及び第3級		1日につき10,000台
交差点の多い第4種の道路については、この表の1車線当たりの設計基準交通量に0.6を乗じた値を1車線当たりの設計基準交通量とする。			

- 4 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。）の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。ただし、第3種第2級又は第4種第1級の普通道路にあっては、交通の状況により必要がある場合においては、同欄に掲げる値に0.25メートルを加えた値とすることができる。

区分			車線の幅員
第3種	第2級	普通道路	3.25メートル
		小型道路	2.75メートル
	第3級	普通道路	3メートル
		小型道路	2.75メートル
	第4級		2.75メートル
第4種	第1級	普通道路	3.25メートル
		小型道路	2.75メートル
	第2級及び第3級	普通道路	3メートル
		小型道路	2.75メートル

- 5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第34条の規定により車道に狭^{きく}窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。

（車線の分離等）

第4条 車線の数が4以上である道路の車線は、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合は、往復の方向別に分離するものとする。

- 2 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。
- 3 中央帯の幅員は、当該道路の区分に応じ、次の表の中央帯の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の中央帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分	中央帯の幅員
----	--------

第3種	第2級から第4級まで	1.75メートル	1メートル
第4種	第1級から第3級まで	1メートル	

4 中央帯には、側帯を設けるものとする。

5 前項の側帯の幅員は、0.25メートルとするものとする。

6 中央帯のうち側帯以外の部分（以下「分離帯」という。）には、柵その他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。

7 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。

（副道）

第5条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である第3種又は第4種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。

2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。

（路肩）

第6条 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合においては、この限りでない。

2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、付加追越車線、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分			車道の左側に設ける路肩の幅員	
第 3 種	第 2 級から 第 4 級まで	普通道路	0. 7 5メートル	0. 5メートル
		小型道路	0. 5メートル	
	第 5 級		0. 5メートル	
第 4 種			0. 5メートル	

3 車道の右側に設ける路肩の幅員は、0.5メートル以上とするものとする。

4 第3種（第5級を除く。）の普通道路のトンネルの車道に接続する路肩の幅員は、0.5メー

トルまで縮小することができる。

- 5 副道に接続する路肩については、第2項の表中「0.75」とあるのは、「0.5」とし、同項ただし書の規定は適用しない。
- 6 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあっては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。
- 7 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。
- 8 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第2項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値又は第3項において定める車道の右側に設ける路肩の幅員の値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。

(停車帯)

第7条 第4種（第4級を除く。）の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。

- 2 停車帯の幅員は、2.5メートルとするものとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

(軌道敷)

第8条 軌道敷の幅員は、軌道が単線の場合にあっては3メートル以上、軌道が複線の場合にあっては6メートル以上とするものとする。

(自転車道)

第9条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、こ

の限りでない。

- 3 自転車道の幅員は、2メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。
- 4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。
- 5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車歩行者道)

第10条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては4メートル以上、その他の道路にあつては3メートル以上とするものとする。
- 3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道(以下「横断歩道橋等」という。)又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 4 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩道)

- 第11条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 2 第3種又は第4種第4級の道路(自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては3.5メートル以上、その他の道路にあつては2メートル以上とするものとする。
- 4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩行者の滞留の用に供する部分)

第12条 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

(積雪地域に存する道路の中央帯等の幅員)

第13条 積雪地域に存する道路の中央帯、路肩、自転車歩行者道及び歩道の幅員は、除雪を勘案して定めるものとする。

(植樹帯)

第14条 第4種第1級及び第2級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 植樹帯の幅員は、1.5メートルを標準とするものとする。

3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。

(1) 都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間

(2) 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間

4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

(設計速度)

第15条 道路(副道を除く。)の設計速度は、道路の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の左欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の設計速度の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

区分		設計速度	
第3種	第2級	1時間につき60キロメートル	1時間につき50キロメートル又は40キロメートル
	第3級	1時間につき60キロメートル、50キロメートル又は40キロメートル	1時間につき30キロメートル
	第4級	1時間につき50キロメートル、40キロメートル又は30キロメートル	1時間につき20キロメートル
	第5級	1時間につき40キロメートル、30キロメートル又は20キロメートル	
第4種	第1級	1時間につき60キロメートル	1時間につき50キロメートル又は40キロメートル
	第2級	1時間につき60キロメートル、50キロメートル又は40キロメートル	1時間につき30キロメートル
	第3級	1時間につき50キロメートル、40キロメートル又は30キロメートル	1時間につき20キロメートル
	第4級	1時間につき40キロメートル、30キロメートル又は20キロメートル	

2 副道の設計速度は、1時間につき40キロメートル、30キロメートル又は20キロメートルとする。

(車道の屈曲部)

第16条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間(車両の走行を円滑ならしめるために車道の屈曲部に設けられる一定の区間をいう。以下同じ。)又は第34条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

(曲線半径)

第17条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分(以下「車道の曲線部」という。)の中心線の曲線半径(以下「曲線半径」という。)は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の曲線半径

の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

設計速度	曲線半径	
1 時間につき 6 0 キロメートル	1 5 0 メートル	1 2 0 メートル
1 時間につき 5 0 キロメートル	1 0 0 メートル	8 0 メートル
1 時間につき 4 0 キロメートル	6 0 メートル	5 0 メートル
1 時間につき 3 0 キロメートル	3 0 メートル	
1 時間につき 2 0 キロメートル	1 5 メートル	

(曲線部の片勾配)

第 1 8 条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路の区分及び当該道路の存する地域の積雪寒冷の度に応じ、かつ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に掲げる値（第 3 種の道路で自転車道等を設けないものにあつては、6 パーセント）以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし、第 4 種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。

区分	道路の存する地域		最大片勾配
第 3 種	積雪寒冷地域	積雪寒冷の度が甚だしい地域	6 パーセント
		その他の地域	8 パーセント
	その他の地域		1 0 パーセント
第 4 種			6 パーセント

(曲線部の車線等の拡幅)

第 1 9 条 車道の曲線部においては、設計車両及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線（車線を有しない道路にあつては、車道）を適切に拡幅するものとする。ただし、第 4 種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(緩和区間)

第 2 0 条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、第 4 種の道路の車道の屈

曲部にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 車道の曲線部において片勾配を付し、又は拡幅をする場合においては、緩和区間においてすりつけをするものとする。
- 3 緩和区間の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（前項の規定によるすりつけに必要な長さが同欄に掲げる値を超える場合においては、当該すりつけに必要な長さ）以上とするものとする。

設計速度	緩和区間の長さ
1時間につき60キロメートル	50メートル
1時間につき50キロメートル	40メートル
1時間につき40キロメートル	35メートル
1時間につき30キロメートル	25メートル
1時間につき20キロメートル	20メートル

（視距等）

- 第21条 視距は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度	視距
1時間につき60キロメートル	75メートル
1時間につき50キロメートル	55メートル
1時間につき40キロメートル	40メートル
1時間につき30キロメートル	30メートル
1時間につき20キロメートル	20メートル

- 2 車線の数が2である道路（対向車線を設けない道路を除く。）においては、必要に応じ、自動車が追越しを行うのに十分な見通しの確保された区間を設けるものとする。

（縦断勾配）

- 第22条 車道の縦断勾配は、道路の区分及び道路の設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄の左欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の縦断勾配の欄の右欄に掲げる値以下とすることができる。

区分		設計速度	縦断勾配	
第3種	普通道路	1時間につき60キロメートル	5パーセント	8パーセント
		1時間につき50キロメートル	6パーセント	9パーセント
		1時間につき40キロメートル	7パーセント	10パーセント
		1時間につき30キロメートル	8パーセント	11パーセント
		1時間につき20キロメートル	9パーセント	12パーセント
	小型道路	1時間につき60キロメートル	8パーセント	
		1時間につき50キロメートル	9パーセント	
		1時間につき40キロメートル	10パーセント	
		1時間につき30キロメートル	11パーセント	
		1時間につき20キロメートル	12パーセント	
第4種	普通道路	1時間につき60キロメートル	5パーセント	7パーセント
		1時間につき50キロメートル	6パーセント	8パーセント
		1時間につき40キロメートル	7パーセント	9パーセント
		1時間につき30キロメートル	8パーセント	10パーセント
		1時間につき20キロメートル	9パーセント	11パーセント
	小型道路	1時間につき60キロメートル	8パーセント	
		1時間につき50キロメートル	9パーセント	
		1時間につき40キロメートル	10パーセント	
		1時間につき30キロメートル	11パーセント	
		1時間につき20キロメートル	12パーセント	

(登坂車線)

第23条 普通道路の縦断勾配が5パーセントを超える車道には、必要に応じ、登坂車線を設けるものとする。

2 登坂車線の幅員は、3メートルとするものとする。

(縦断曲線)

第24条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

- 2 縦断曲線の半径は、当該道路の設計速度及び当該縦断曲線の曲線形に応じ、次の表の縦断曲線の半径の欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき60キロメートルである第4種第1級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、凸形縦断曲線の半径を1,000メートルまで縮小することができる。

設計速度	縦断曲線の曲線形	縦断曲線の半径
1時間につき60キロメートル	凸形曲線	1,400メートル
	凹形曲線	1,000メートル
1時間につき50キロメートル	凸形曲線	800メートル
	凹形曲線	700メートル
1時間につき40キロメートル	凸形曲線又は凹形曲線	450メートル
1時間につき30キロメートル	凸形曲線又は凹形曲線	250メートル
1時間につき20キロメートル	凸形曲線又は凹形曲線	100メートル

- 3 縦断曲線の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度	縦断曲線の長さ
1時間につき60キロメートル	50メートル
1時間につき50キロメートル	40メートル
1時間につき40キロメートル	35メートル
1時間につき30キロメートル	25メートル
1時間につき20キロメートル	20メートル

(舗装)

第25条 車道、中央帯（分離帯を除く。）、車道に接続する路肩、自転車道等及び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量が極めて少ない等特別の理由がある場合においては、この限りでない。

- 2 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を49キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交

通を確保することができるものとして車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令（平成13年国土交通省令第103号）で定める基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。

- 3 第4種の道路（トンネルを除く。）の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

（横断勾配）

第26条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、前条第2項に規定する基準に適合する舗装道にあつては1.5パーセント以上2パーセント以下を、当該舗装道以外の道路にあつては3パーセント以上5パーセント以下をそれぞれ標準として横断勾配を付するものとする。

- 2 歩道又は自転車道等には、2パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。

- 3 前条第3項本文に規定する構造の舗装道にあつては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を付さず、又は縮小することができる。

（合成勾配）

第27条 合成勾配（縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した勾配をいう。以下同じ。）は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき30キロメートル又は20キロメートルの道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、12.5パーセント以下とすることができる。

設計速度	合成勾配
1時間につき60キロメートル	10.5パーセント
1時間につき50キロメートル、40キロメートル、30キロメートル又は20キロメートル	11.5パーセント

- 2 積雪寒冷の度が甚だしい地域に存する道路にあつては、合成勾配は、8パーセント以下とするものとする。

（排水施設）

第28条 道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠、集水ますその他の適

当な排水施設を設けるものとする。

(平面交差又は接続)

第29条 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で5以上交会させてはならない。

2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見通しができる構造とするものとする。

3 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該部分の車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の幅員は、第4種第1級の普通道路にあつては3メートルまで、第4種第2級又は第3級の普通道路にあつては2.75メートルまで、第4種の小型道路にあつては2.5メートルまで縮小することができる。

4 屈折車線及び変速車線の幅員は、普通道路にあつては3メートル、小型道路にあつては2.5メートルを標準とするものとする。

5 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。

(立体交差)

第30条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である普通道路が相互に交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により不適当なとき又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

2 車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である小型道路が相互に交差する場合及び普通道路と小型道路が交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。

3 道路を立体交差とする場合においては、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路（以下「連結路」という。）を設けるものとする。

4 連結路については、第3条から第6条まで、第15条、第17条、第18条、第20条から第22条まで、第24条及び第27条の規定並びに令第12条の規定は、適用しない。

(鉄道等との平面交差)

第31条 道路が鉄道又は軌道法（大正10年法律第76号）による新設軌道（以下「鉄道等」という。）と同一平面で交差する場合においては、その交差する道路は次に定める構造とする

ものとする。

- (1) 交差角は、45度以上とすること。
- (2) 踏切道の両側からそれぞれ30メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、2.5パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が極めて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。
- (3) 見通し区間の長さ（線路の最縁端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、軌道の外方車道の中心線上5メートルの地点における1.2メートルの高さにおいて見通すことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。）は、踏切道における鉄道等の車両の最高速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道等の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。

踏切道における鉄道等の車両の最高速度	見通し区間の長さ
1時間につき50キロメートル未満	110メートル
1時間につき50キロメートル以上70キロメートル未満	160メートル
1時間につき70キロメートル以上80キロメートル未満	200メートル
1時間につき80キロメートル以上90キロメートル未満	230メートル
1時間につき90キロメートル以上100キロメートル未満	260メートル
1時間につき100キロメートル以上110キロメートル未満	300メートル
1時間につき110キロメートル以上	350メートル

（待避所）

第32条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

- (1) 待避所相互間の距離は、300メートル以内とすること。
- (2) 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。
- (3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第33条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、^{どめ}駒止、道路標識、道路情報管理施設（法第2条第2項第4号に規定する道路情報管理施設をいう。）並びに他の車両及び歩行者を確認するための鏡を設けるものとする。

(凸部、^{きく}狹窄部等)

第34条 第4種第4級の道路又は主として近隣に居住する者の利用に供する第3種第5級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に^{きく}狹窄部若しくは屈曲部を設けるものとする。

(乗合自動車の停留所等に設ける交通島)

第35条 自転車道、自転車歩行者道又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所又は路面電車の停留場には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。

(自動車駐車場等)

第36条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所又は非常駐車帯を設けるものとする。

(防雪施設その他の防護施設)

第37条 雪崩、飛雪又は積雪により交通に支障を及ぼすおそれがある箇所には、雪覆工、流雪溝、融雪施設、吹きだまり防止施設又は雪崩防止施設を設けるものとする。

2 前項に規定する場合を除くほか、落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

(トンネル)

第38条 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。

2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする。

3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。

(橋、高架の道路等)

第39条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（以下「橋等」という。）は、鋼構造、

コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とするものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、橋等の構造（法第30条第1項第12号に掲げる事項に係る部分を除く。）は、当該橋等の構造形式及び交通の状況並びに当該橋等の存する地域の地形、地質、気象その他の状況を勘案し、死荷重、活荷重、風荷重、地震荷重その他の当該橋等に作用する荷重及びこれらの荷重の組合せに対して十分安全なものでなければならない。

（附帯工事等の特例）

第40条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第3条から前条までの規定（第6条、第15条、第16条、第26条、第28条、第33条及び第37条を除く。）並びに令第4条、第12条並びに第35条第2項、第3項及び第4項（法第30条第1項第12号に掲げる事項に係る部分に限る。）の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

（小区間改築の場合の特例）

第41条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第3条、第4条第3項から第5項まで、第5条、第7条、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第17条から第24条まで、第25条第3項並びに第27条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

- 2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第3条、第4条第3項から第5項まで、第5条、第6条第2項、第7条、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第21条第1項、第23条第2項、第25条第3項、次条第1項及び第2項並びに第43条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

（自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路）

第42条 自転車専用道路の幅員は3メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は4メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2.5メートルまで縮小することができる。

- 2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員0.5メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。
- 3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合には、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、令第39条第4項の建築限界を勘案して定めるものとする。
- 4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。
- 5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第3条から第40条まで及び前条第1項の規定（自転車歩行者専用道路にあつては、第12条を除く。）並びに令第3条、第4条、第12条並びに第35条第2項、第3項及び第4項（法第30条第1項第12号に掲げる事項に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（歩行者専用道路）

- 第43条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、2メートル以上とするものとする。
- 2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合には、当該歩行者専用道路の幅員は、令第40条第3項の建築限界を勘案して定めるものとする。
 - 3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。
 - 4 歩行者専用道路については、第3条から第11条まで、第13条から第40条まで及び第41条第1項の規定並びに令第3条、第4条、第12条並びに第35条第2項、第3項及び第4項（法第30条第1項第12号に掲げる事項に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（委任）

- 第44条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第159号

道路法第24条の3の規定に基づき市道に附属する自動車駐車場又は自転車駐車場
に設ける標識の表示に係る基準を定める条例の制定について

平成24年12月3日提出

大津市長 越 直 美

道路法第24条の3の規定に基づき市道に附属する自動車駐車場又は自転車駐車場
に設ける標識の表示に係る基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号）第24条の3の規定に基づき、市道
に附属する自動車駐車場又は自転車駐車場（以下「自動車駐車場等」という。）に設ける標識（以
下「標識」という。）の表示に係る基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(標識の表示に係る基準)

第2条 標識は、次に掲げる事項を明示したものでなければならない。

- (1) 駐車料金の額
- (2) 駐車することができる時間
- (3) 駐車料金の徴収方法
- (4) 割増金の徴収に関する注意事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、自動車駐車場等の利用に関し必要と認められる事項

2 標識は、自動車駐車場等を利用しようとする者の見やすい場所に設けなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について

平成24年12月3日提出

大津市長 越 直 美

大津市道に設ける道路標識の寸法を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第45条第3項の規定に基づき、市道に設ける道路標識のうち案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識（これらの道路標識の柱の部分を除く。）の寸法を定めるものとする。

(道路標識の種類及び番号)

第2条 この条例における道路標識の種類及び番号は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）別表第1に定めるところによる。

(案内標識の寸法)

第3条 案内標識の寸法は、次の表に定めるところとする。

案内標識		寸法
種類	番号	
著名地点	114-B	文字の大きさは、10センチメートルを標準とする。
待避所	116の3	標示板の寸法は縦90センチメートル、横60センチメートルとし、文字の大きさは12センチメートルとする。
駐車場	117-A	標示板の寸法は、1辺60センチメートルとする。
登坂車線	117の2-A	標示板の寸法は縦60センチメートル、横160センチメートルとし、文字の大きさは20センチメートル（ローマ字にあっては、10センチメートル）とする。

総重量限度緩和指定道路	118の3-A	標示板の寸法は、縦70センチメートル、横100センチメートルとする。
	118の3-B	
高さ限度緩和指定道路	118の4-A	標示板の寸法は、縦70センチメートル、横100センチメートルとする。
	118の4-B	
道路の通称名	119-A	標示板の寸法は縦24センチメートル、横80センチメートルとし、文字の大きさは10センチメートル（ローマ字にあつては、5センチメートル）とする。
	119-B	
	119-C	標示板の寸法は縦80センチメートル、横20センチメートルとし、文字の大きさは10センチメートルとする。
まわり道	120-A	標示板の寸法は縦30センチメートル、横45センチメートルとし、文字の大きさは6センチメートルとする。
市道に設置する案内標識で、著名地点（114-B）、待避所（116の3）、登坂車線（117の2-A）、道路の通称名（119-A、119-B及び119-C）及びまわり道（120-A）を表示するもの以外のもの 1 文字の大きさ（次項の矢印中の文字の大きさを除く。）は、次の各号に掲げる道路の設計速度の区分に応じ、当該各号に掲げる大きさ（ローマ字にあつては、その2分の1の大きさ）とする。ただし、必要がある場合にあっては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。 (1) 1時間につき70キロメートル以上 30センチメートル (2) 1時間につき40キロメートル、50キロメートル又は60キロメートル 20センチメートル (3) 1時間につき30キロメートル以下 10センチメートル 2 「方面、方向及び道路の通称名の予告（108の3）」、「方面、方向及び道路の通称名（108の4）」を表示する案内標識のうち、矢印中の文字の大きさは、矢印外の文字の大きさの0.6倍の大きさとする。		

2 前項の規定にかかわらず、駐車場（117-A）を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合にあっては、横寸法を同項に規定する寸法の2.5倍まで拡大することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、駐車場（117-A）、総重量限度緩和指定道路（118の3-A及び118の3-B）、高さ限度緩和指定道路（118の4-A及び118の4-B）及びまわり道（120-A）を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、同項に規定する寸法（前項に規定するところにより横寸法を拡

大する場合にあつては、当該拡大後の寸法)の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。

- 4 第1項の規定にかかわらず、登坂車線(117の2-A)及び道路の通称名(119-A、119-B及び119-C)を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、同項に規定する寸法の1.5倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。
- 5 第1項の規定にかかわらず、道路の通称名(119-A、119-B及び119-C)を表示する案内標識については、表示する文字の字数により同項に規定する横寸法(道路の通称名(119-C)を表示するものにあつては、縦寸法)を拡大することができる。
- 6 まわり道(120-A)を表示する案内標識の枠の太さは、4センチメートルとする。
- 7 案内標識の標示板の縁は、待避所(116の3)、駐車場(117-A)及びまわり道(120-B)を表示するものにあつては9ミリメートル、総重量限度緩和指定道路(118の3-A及び118の3-B)及び高さ限度緩和指定道路(118の4-A及び118の4-B)を表示するものにあつては16ミリメートル、登坂車線(117の2-A)を表示するものにあつては10ミリメートル、道路の通称名(119-A、119-B及び119-C)を表示するものにあつては8ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。
- 8 案内標識の記号の大きさは、規則で定める。

(警戒標識の寸法)

第4条 警戒標識の標示板の寸法は、1辺45センチメートルとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、警戒標識の標示板については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、同項に規定する寸法の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。
- 3 警戒標識の標示板の縁及び縁線は、12ミリメートルとする。
- 4 警戒標識の記号の大きさは、規則で定める。

(補助標識の寸法)

第5条 案内標識又は警戒標識に附置される補助標識の標示板(次項に規定するものを除く。)の寸法は、縦10センチメートル以上、横40センチメートル以上60センチメートル以下とする。

- 2 注意事項(510)を表示する補助標識の標示板(安全速度を表示するものに限る。)の寸法

は、1辺30センチメートルとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、補助標識は、その附置される案内標識又は警戒標識の標示板の拡大率又は縮小率と同じ比率で拡大し、又は縮小することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第161号

大津市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について

平成24年12月3日提出

大津市長 越 直 美

大津市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 堤防（第3条－第14条）
- 第3章 床止め（第15条－第18条）
- 第4章 堰（第19条－第26条）
- 第5章 水門及び樋門（第27条－第34条）
- 第6章 揚水機場、排水機場及び取水塔（第35条－第40条）
- 第7章 橋（第41条－第46条）
- 第8章 伏せ越し（第47条－第51条）
- 第9章 雑則（第52条－第55条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第100条第1項において準用する法第13条第2項の規定に基づき、準用河川に係る河川管理施設又は法第26条第1項の許可を受けて設置される工作物（以下「許可工作物」という。）のうち、堤防その他の主要なものの構造について河川管理上必要とされる技術的基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）において使用する用語の例による。

第2章 堤防

(適用の範囲)

第3条 この章の規定は、流水が河川外に流出することを防止するために設ける堤防について適用する。

(構造の原則)

第4条 堤防は、護岸、水制その他これらに類する施設と一体として、計画高水位以下の水位の流水の通常の作用に対して安全な構造とするものとする。

(材質及び構造)

第5条 堤防は、盛土により築造するものとする。ただし、土地利用の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められる場合においては、その全部若しくは主要な部分がコンクリート、鋼矢板若しくはこれらに準ずるものによる構造のものとすることができる。

(高さ)

第6条 堤防（計画高水流量を定めない湖沼の堤防を除く。）の高さは、計画高水位に0.6メートルを加えた値以上とするものとする。ただし、堤防に隣接する堤内の土地の地盤高（以下「堤内地盤高」という。）が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間にあつては、この限りでない。

2 計画高水流量を定めない湖沼の堤防の高さは、計画高水位以上とするものとする。

(天端幅)

第7条 堤防（計画高水流量を定めない湖沼の堤防を除く。）の天端幅は、堤防の高さと堤内地盤高との差が0.6メートル未満である区間を除き、3メートル以上とするものとする。

2 計画高水流量を定めない湖沼の堤防の天端幅は、堤防の高さ及び構造並びに背後地の状況を考慮して、3メートル以上の適切な値とするものとする。

(盛土による堤防の^{〇〇}法勾配等)

第8条 盛土による堤防（護岸で保護される部分を除く。次項において同じ。）の^{〇〇}法勾配は、堤防の高さと堤内地盤高との差が0.6メートル未満である区間を除き、50パーセント以下とするものとする。

2 盛土による堤防の^{〇〇}法面は、芝等によって覆うものとする。

(護岸)

第9条 流水の作用から堤防を保護するために必要がある場合においては、堤防の表²⁹法面に護岸を設けるものとする。

(水制)

第10条 流水の作用から堤防を保護するため、流水の方向を規制し、又は水勢を緩和する必要がある場合においては、適当な箇所³⁰に水制を設けるものとする。

(管理用通路)

第11条 堤防には、規則で定めるところにより、河川の管理のための通路（以下「管理用通路」という。）を設けるものとする。

(背水区間の堤防の高さ及び天端幅の特例)

第12条 甲河川と乙河川が合流することにより乙河川に背水が生ずることとなる場合においては、合流箇所より上流の乙河川の堤防の高さは、第6条の規定により定められるその箇所における甲河川の堤防の高さを下回らないものとするものとする。ただし、堤内地盤高が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間及び逆流を防止する施設によって背水が生じないようにすることができる区間にあっては、この限りでない。

2 前項本文の規定により乙河川の堤防の高さが定められる場合においては、その高さと乙河川に背水が生じないとした場合に定めるべき計画高水位に0.6メートルを加えた高さ³¹とが一致する地点から当該合流箇所までの乙河川の区間（湖沼である河川の区間を除く。以下「背水区間」という。）の堤防の天端幅は、第7条第1項又は第2項の規定により定められるその箇所における甲河川の堤防の天端幅を下回らないものとするものとする。ただし、堤内地盤高が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間にあっては、この限りでない。

(天端幅の規定の適用除外)

第13条 その全部又は主要な部分がコンクリート、鋼矢板又はこれらに準ずるものによる構造の堤防については、第7条及び前条第2項の規定は、適用しない。

(連続しない工期を定めて段階的に築造される堤防の特例)

第14条 堤防の地盤の地質、対岸の状況、上流及び下流における河岸及び堤防の高さその他の特別の事情により、連続しない工期を定めて段階的に堤防を築造する場合においては、それぞれの段階における堤防について、計画横断形に係る堤防（以下「計画堤防」という。）の高さと当該段階における堤防の高さとの差に相当する値を計画高水位から減じた値の水位を計画

高水位とみなして、この章（前2条を除く。）の規定を準用する。

第3章 床止め

（構造の原則）

第15条 床止めは、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 床止めは、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

（護床工及び高水敷保護工）

第16条 床止めを設ける場合において、これに接続する河床又は高水敷の洗掘を防止するため必要があるときは、適当な護床工又は高水敷保護工を設けるものとする。

（護岸）

第17条 床止めを設ける場合においては、流水の変化に伴う河岸又は堤防の洗掘を防止するため、規則で定めるところにより、護岸を設けるものとする。

（魚道）

第18条 床止めを設ける場合において、魚道の遡上等を妨げないようにするため必要があるときは、規則で定めるところにより、魚道を設けるものとする。

第4章 堰

（構造の原則）

第19条 堰は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 堰は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに堰に接続する河床及び高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

（流下断面との関係）

第20条 可動堰の可動部（流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する堰柱に限る。）以外の部分（堰柱を除く。）及び固定堰は、流下断面（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る流下断面を含む。以下この条及び第39条第1項において同じ。）内に設けてはならない。ただし、山間峡谷部であることその他河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められるとき、及び河床の状況により流下断面内に設けることがやむを得ないと認められる場合において、治水上の機能の確保のため適切と認められる措置を講ずるときは、この限りでない。

（可動堰の可動部のゲートの構造の原則等）

第21条 可動堰^{げき}の可動部のゲート（バルブを含む。以下この条において同じ。）は、確実に開閉し、かつ、必要な水密性及び耐久性を有する構造とするものとする。

2 可動堰^{げき}の可動部のゲートの開閉装置は、ゲートの開閉を確実に行うことができる構造とするものとする。

3 可動堰^{げき}の可動部のゲートは、予想される荷重に対して安全な構造とするものとする。

4 可動堰^{げき}の可動部のゲートに作用する荷重としては、ゲートの自重、貯留水による静水圧の力、貯水池内に堆積する泥土による力、貯留水の氷結時における力、地震時におけるゲートの慣性力、地震時における貯留水による動水圧の力及びゲートの開閉によって生ずる力を採用するものとする。

（可動堰^{げき}の可動部のゲートの高さ）

第22条 可動堰^{げき}の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、計画高水位に0.6メートルを加えた値以上で、当該地点における河川の兩岸の堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の表法肩^{のり}を結ぶ線の高さを下回らないものとするものとする。

2 可動堰^{げき}の可動部の起伏式ゲートの倒伏時における上端の高さは、可動堰^{げき}の基礎部（床版を含む。）の高さ以下とするものとする。

（可動堰^{げき}の可動部の引上げ式ゲートの高さの特例）

第23条 背水区間に設ける可動堰^{げき}の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、治水上の支障がないと認められるときは、前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる高さのうちいずれか高い方の高さ以上とすることができる。

(1) 当該河川に背水が生じないとした場合に定めるべき計画高水位に、0.6メートルを加えた高さ

(2) 計画高水位

2 地盤沈下のおそれがある地域に設ける可動堰^{げき}の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、前条第1項及び前項の規定によるほか、予測される地盤沈下及び河川の状況を勘案して必要と認められる高さを下回らないものとする。

（管理施設）

第24条 可動堰^{げき}には、必要に応じ、管理橋その他の適当な管理施設を設けるものとする。

（護床工等）

第25条 第16条から第18条までの規定は、堰^{せき}を設ける場合について準用する。

(洪水を分流させる堰^{せき}に関する特例)

第26条 第20条及び第22条の規定は、洪水を分流させる堰^{せき}については、適用しない。

第5章 水門及び樋門^ひ

(構造の原則)

第27条 水門及び樋門^ひは、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 水門及び樋門^ひは、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに水門又は樋門^ひに接続する河床及び高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

(構造)

第28条 水門及び樋門^ひ(ゲート及び管理施設を除く。)は、鉄筋コンクリート構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

2 樋門^ひは、堆積土砂等の排除に支障のない構造とするものとする。

(断面形)

第29条 河川を横断して設ける水門及び樋門^ひの流水を流下させる部分の断面形は、計画高流量を勘案して定めるものとする。

2 前項の規定は、河川以外の水路が河川に合流する箇所において当該水路を横断して設ける水門及び樋門^ひについて準用する。

(河川を横断して設ける水門等)

第30条 第20条の規定は、河川を横断して設ける水門について準用する。この場合において、

同条中「可動堰^{せき}の可動部(流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する堰柱^{せき}に限る。)

以外の部分(堰柱^{せき}を除く。)及び固定堰^{せき}」とあるのは、「水門のうち流水を流下させるためのゲート及び門柱以外の部分」と読み替えるものとする。

2 河川を横断して設ける樋門^ひで2門以上のゲートを有するものの内法幅^{のり}は、5メートル以上とするものとする。ただし、内法幅^{のり}が内法高^{のり}の2倍以上となるときは、この限りでない。

(ゲート等の構造)

第31条 水門及び樋門^ひのゲートは、確実に開閉し、かつ、必要な水密性を有する構造とするものとする。

2 水門及び樋門^ひのゲートは、鋼構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

- 3 水門及び樋門^ひのゲートの開閉装置は、ゲートの開閉を確実に行うことができる構造とするものとする。

(水門のゲートの高さ等)

第32条 水門のカーテンウォールの上端の高さ又はカーテンウォールを有しない水門のゲートの閉鎖時における上端の高さは、水門に接続する堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の高さを下回らないものとするものとする。

- 2 第22条第1項の規定は、河川を横断して設ける水門（流水を分流させる水門を除く。）のカーテンウォール及びゲートの高さについて、第23条の規定は、河川を横断して設ける水門のカーテンウォール及びゲートの高さについて準用する。この場合において、これらの規定中「可動堰^{ぎき}の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さ」とあるのは、「水門のカーテンウォール下端の高さ及び水門の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さ」と読み替えるものとする。

(管理施設等)

第33条 第24条の規定は、水門及び樋門^ひについて準用する。

- 2 水門は、規則で定めるところにより、管理用通路としての効用を兼ねる構造とするものとする。

(護床工等)

第34条 第16条及び第17条の規定は、水門又は樋門^ひを設ける場合について準用する。

第6章 揚水機場、排水機場及び取水塔

(揚水機場及び排水機場の構造の原則)

第35条 揚水機場及び排水機場は、河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

- 2 揚水機場及び排水機場のポンプ室（ポンプを据え付ける床及びその下部の室に限る。）、吸水槽及び吐出水槽その他の調圧部は、鉄筋コンクリート構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

(排水機場の吐出水槽等)

第36条 樋門^ひを有する排水機場には、吐出水槽その他の調圧部を設けるものとする。ただし、樋門が横断する河岸又は堤防（非常用の土砂等を備蓄し、又は環境を保全するために設けられる

側帯を除く。第38条第1項、第44条第2項、第49条第1項及び第51条において同じ。）の構造に支障を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

- 2 吐出水槽その他の調圧部の上端の高さは、排水機場の樋門が横断する堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の高さ以上とするものとする。

（流下物排除施設）

第37条 揚水機場及び排水機場には、土砂、竹木その他の流下物を排除するため、沈砂池、スクリーンその他の適当な流下物排除施設を設けるものとする。ただし、河川管理上の支障がないと認められるときは、この限りでない。

（樋門）

第38条 揚水機場及び排水機場の樋門と樋門以外の部分とは、構造上分離するものとする。ただし、樋門が横断する河岸又は堤防の構造に支障を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

- 2 第30条第2項の規定は、揚水機場又は排水機場の樋門でポンプによる揚水又は排水のみに用いられるものについては、適用しない。

（取水塔の構造）

第39条 取水塔（流下断面内に設けるものに限る。以下この条及び次条において同じ。）は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに取水塔に接続する河床及び高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

- 2 取水塔は、鉄筋コンクリート構造又はこれに準ずる構造とするものとする。
- 3 取水塔の河床下の部分には、直接取水する取水口を設けてはならない。ただし、取水口の規模及び深さ等を考慮して治水上の支障がないと認められるときは、この限りでない。

（護床工等）

第40条 第16条及び第17条の規定は、取水塔を設ける場合について準用する。

第7章 橋

（河川区域内に設ける橋台の構造の原則）

第41条 河川区域内に設ける橋台は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

- 2 河川区域内に設ける橋台は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに橋台に接続する河床及び高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

(橋台)

第42条 堤防に設ける橋台は、堤防の表法肩より表側の部分に設けてはならない。

- 2 堤防に設ける橋台の表側の面は、堤防の法線に平行して設けるものとする。ただし、堤防の構造に著しい支障を及ぼさないために必要な措置を講ずるときは、この限りでない。

- 3 堤防に設ける橋台の底面は、堤防の地盤に定着させるものとする。

(桁下高等)

第43条 第22条第1項及び第23条の規定は、橋の桁下高について準用する。この場合において、これらの規定中「可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さ」とあるのは、「橋の桁下高」と読み替えるものとする。

- 2 橋面（路面その他規則で定める橋の部分をいう。）の高さは、背水区間においても、橋が横断する堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の高さ以上とするものとする。

(護岸等)

第44条 第16条及び第17条の規定は、橋を設ける場合について準用する。

- 2 前項の規定による場合のほか、橋の下の河岸又は堤防を保護するため必要があるときは、河岸又は堤防をコンクリートその他これに類するもので覆うものとする。

(管理用通路の構造の保全)

第45条 橋（取付部を含む。）は、規則で定めるところにより、管理用通路の構造に支障を及ぼさない構造とするものとする。

(適用除外)

第46条 第42条第1項及び第2項並びに第43条の規定は、湖沼、遊水池その他これらに類するものの区域（規則で定める要件に該当する区域を除く。）内に設ける橋及び治水上の影響が著しく小さいものとして規則で定める橋については、適用しない。

- 2 この章（第43条及び前条を除く。）の規定は、堰又は水門と効用を兼ねる橋及び樋門又は取水塔に附属して設けられる橋については、適用しない。

第8章 伏せ越し

(適用の範囲)

第47条 この章の規定は、用水施設又は排水施設である伏せ越しについて適用する。

(構造の原則)

第48条 伏せ越しは、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 伏せ越しは、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、並びに付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

(構造)

第49条 堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防を含む。以下この項において同じ。）を横断して設ける伏せ越しにあっては、堤防の下に設ける部分とその他の部分とは、構造上分離するものとする。ただし、堤防の地盤の地質、伏せ越しの深さ等を考慮して、堤防の構造に支障を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

2 第28条の規定は、伏せ越しの構造について準用する。

(ゲート等)

第50条 伏せ越しには、流水が河川外に流出することを防止するため、河川区域内の部分の両端又はこれに代わる適当な箇所に、ゲート（バルブを含む。次項において同じ。）を設けるものとする。ただし、地形の状況により必要がないと認められるときは、この限りでない。

2 第21条第2項の規定は前項のゲートの開閉装置について、第24条の規定は伏せ越しについて準用する。

(深さ)

第51条 伏せ越しは、低水路（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る低水路を含む。以下この条において同じ。）及び低水路の河岸の²法肩から20メートル以内の高水敷においては低水路の河床の表面から、その他の高水敷においては高水敷（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る高水敷を含む。以下この条において同じ。）の表面から、堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防を含む。以下この条において同じ。）の下の部分においては堤防の地盤面から、それぞれ深さ2メートル以上の部分に設けるものとする。ただし、河床の変動が極めて小さいと認められるとき、又は河川の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められるときは、それぞれ低水路の河床の表面、高水敷の表面又は堤防の地盤面より下の部分に設けることができる。

第9章 雑則

(適用除外)

第52条 この条例の規定は、次に掲げる河川管理施設又は許可工作物（以下「河川管理施設等」という。）については、適用しない。

- (1) 治水上の機能を早急に向上させる必要がある小区間の河川における応急措置によって設けられる河川管理施設等
- (2) 臨時に設けられる河川管理施設等
- (3) 工事を施行するために仮に設けられる河川管理施設等
- (4) 特殊な構造の河川管理施設等で、市長がその構造が第2章から前章までの規定によるものと同等以上の効力があると認めるもの

(計画高水流量等の決定又は変更があった場合の適用の特例)

第53条 河川管理施設等が、これに係る工事の着手（許可工作物にあっては、法第26条の許可。以下この条において同じ。）があった後における計画高水流量、計画横断形又は計画高水位（以下この条において「計画高水流量等」という。）の決定又は変更によってこの条例の規定に適合しないこととなった場合においては、当該河川管理施設等については、当該計画高水流量等の決定又は変更がなかったものとみなして当該規定を適用する。ただし、工事の着手が当該計画高水流量等の決定又は変更の後である改築（災害復旧又は応急措置として行われるものを除く。）に係る河川管理施設等については、この限りでない。

(小河川の特例)

第54条 計画高水流量が1秒間につき100立方メートル未満の小河川に設ける河川管理施設等については、規則で定めるところにより、この条例の規定によらないものとすることができる。

(委任)

第55条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第162号

大津市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成24年12月3日提出

大津市長 越 直 美

大津市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例の一部を改正する条例

大津市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例（平成20年条例第47号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大津市食品衛生法施行条例

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条第1項中「規定する」の次に「営業の施設（以下「施設」という。）の内外の清潔保持、ねずみ、昆虫等の駆除その他公衆衛生上講ずべき措置に関する」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する基準）

第2条 法第29条第2項の規定に基づき本市が設置する食品衛生検査施設に係る食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「令」という。）第8条第1項に規定する条例で定める設備及び職員の配置に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 設備に関する基準

ア 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。

イ 純水装置、定温乾燥器、ディープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。

(2) 職員の配置に関する基準 検査又は試験のために必要な職員を置くこと。

別表第1中「(第2条関係)」を「(第3条関係)」に改める。

別表第2中「(第2条関係)」を「(第3条関係)」に改め、同表第1項中「食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)」を「令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第163号

大津市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

平成24年12月3日提出

大津市長 越 直 美

大津市都市公園条例の一部を改正する条例

大津市都市公園条例（昭和40年条例第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1章 総則（第1条・第2条）」を「第1章 総則（第1条）
第1章の2 都市公園及び公園施設の設置基準
（第2条～第2条の5）」に改める。

第1条中「および法にもとづく」を「第3条第1項及び第4条第1項の規定に基づき、都市公園及び公園施設の設置の基準を定めるとともに、法及びこれに基づく」に、「設置および」を「設置及び」に改める。

第2条を削る。

第1章の次に次の1章を加える。

第1章の2 都市公園及び公園施設の設置基準

（都市公園の配置及び規模に関する基準）

第2条 法第3条第1項の条例で定める基準は、次条及び第2条の3に定めるところによる。

（市民1人当たりの都市公園の敷地面積）

第2条の2 市は、その設置に係る都市公園の敷地面積が市民1人当たり10平方メートル以上となるように、かつ、その設置に係る市街地の都市公園の敷地面積が市街地の市民1人当たり5平方メートル以上となるように都市公園を整備するものとする。

（都市公園の配置及び規模の基準）

第2条の3 市は、次に掲げる都市公園を設置するときは、それぞれその特質に応じて都市公園

の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等の災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は0.25ヘクタールを標準とすること。
 - (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は2ヘクタールを標準とすること。
 - (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は4ヘクタールを標準とすること。
 - (4) 休息、観賞、散歩、遊戯、運動等の総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができる敷地面積とすること。
- 2 市は、前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置するときは、その設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第2条の4 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。

(公園施設の建築面積の特例)

第2条の5 市が設置する都市公園についての都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。

以下「令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

- 2 市が設置する都市公園についての令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

- 3 市が設置する都市公園についての令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1

項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

- 4 市が設置する都市公園についての令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前条又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

平成24年12月3日提出

大津市長 越 直 美

大津市下水道条例の一部を改正する条例

大津市下水道条例（昭和43年条例第36号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1章 総則（第1条・第2条）」を「第1章 総則（第1条・第2条）
第1章の2 公共下水道の構造の基準等（第2条の2～第2条の7）」に改め、「第24条」の次に「～第24条の3」を加え、「第31条」を「第30条」に改める。

第1条中「公共下水道および」を「公共下水道及び」に、「管理および」を「構造の基準並びに管理及び」に改める。

第1章の次に次の1章を加える。

第1章の2 公共下水道の構造の基準等

（公共下水道の構造の基準）

第2条の2 法第7条第2項の条例で定める公共下水道の構造の基準は、次条から第2条の6までに定めるところによる。

（排水施設及び処理施設に共通する構造の基準）

第2条の3 排水施設及び処理施設（これらを補完する施設を含む。以下同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最小限度のものとする措置が講じられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管そ

の他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。

- (3) 屋外にあるもの（下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号）第4条の3第1項各号のいずれかに該当する排水施設及び処理施設を除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講じられていること。
- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手^{とろ}の設置その他の下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「令」という。）第5条の8第5号の国土交通大臣が定める措置が講じられていること。

（排水施設の構造の基準）

第2条の4 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 排水管の内径及び排水渠^{きよ}の断面積は、令第5条の9第1号の国土交通大臣が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工^{げんせいこう}の設置その他水勢を緩和する措置が講じられていること。
- (3) 暗渠^{あんきょ}その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所^{箇所}にあっては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講じられていること。
- (4) 暗渠^{かんきょ}である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所^{箇所}その他管渠^{かんきょ}の清掃上必要な箇所^{箇所}にあっては、マンホールを設けること。
- (5) またす又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあっては、密閉することができる蓋）を設けること。

（処理施設の構造の基準）

第2条の5 処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の基準は、第2条の3に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講じられていること。
- (2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう令第5条の10第2号の国土交通大臣が定める措置が講じられていること。

（適用除外）

第2条の6 前3条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道
 - (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道
- (終末処理場の維持管理)

第2条の7 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。
- (2) 沈砂池又は沈殿池の泥ために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。
- (3) 急速ろ過法によるときは、ろ床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、ろ材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じること。
- (5) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。
- (6) 前号に定めるもののほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないように令第13条第6号の国土交通大臣及び環境大臣が定める措置を講じること。

第24条の見出しを「(行為の許可等)」に改め、同条中「都市下水路について」を「都市下水路に係る行為の許可等について」に改め、第6章中同条を第24条の3とし、同章中同条の前に次の2条を加える。

(都市下水路の構造の基準)

第24条 第2条の3、第2条の4及び第2条の6の規定は、都市下水路の構造の基準について準用する。

(都市下水路の維持管理の基準)

第24条の2 都市下水路の維持管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) しゅんせつは、1年に1回以上行うこと。ただし、下水の排除に支障がない部分については、この限りでない。
- (2) 洗浄ゲートその他の洗浄のための施設があるときは、洗浄は、1月に1回以上行うこと。

第25条中「第24条」を「第24条の3」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例の制定について

平成24年12月3日提出

大津市長 越 直 美

大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 土地区画整理事業の施行に伴いその居住する住宅を失うことにより、住宅に困窮すると認められる者に対して住宅を供給し、もって当該事業を円滑に推進するため、本市に都市再生住宅を設置する。

(名称等)

第2条 都市再生住宅の名称、位置及び戸数は、次のとおりとする。

名 称 大津駅西地区都市再生住宅

位 置 大津市御幸町1番9号

戸 数 35戸

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 土地区画整理事業 大津湖南都市計画大津駅西第一土地区画整理事業の施行に関する条例（平成19年条例第21号。以下「施行条例」という。）第2条に規定する大津湖南都市計画大津駅西第一土地区画整理事業をいう。
- (2) 施行地区 施行条例第3条に規定する施行地区をいう。
- (3) 都市再生住宅 土地区画整理事業の施行に伴いその居住する住宅を失うことにより住宅に困窮することとなる者に賃貸することを目的として、市が借り上げる住宅及び附帯施設を

いう。

- (4) 契約家賃 市と都市再生住宅の所有者との間で締結された賃貸借契約で定められた家賃（当該家賃が都市再生住宅の建設に要した費用、都市再生住宅の維持管理に要する費用等を考慮して市長が定める額に都市再生住宅の管理を開始した日から2年を経過するごとに1.05を乗じて得た額を上回るときは、その額）をいう。

(入居者の資格)

第4条 都市再生住宅に入居することができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 土地区画整理事業に伴う土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第1項の規定による仮換地の指定の効力発生の日において施行地区内に居住していた者で、次のいずれかに該当するものであること。

ア 引き続き現に施行地区内に居住している者であつて、土地区画整理事業の施行に伴いその居住する住宅を失うことにより、住宅に困窮することが明らかなもの

イ 引き続き施行地区内に居住する意思があるにもかかわらず、都市再生住宅の建設に伴い、施行地区外に居住することを余儀なくされている者

- (2) 市町村税及び国民健康保険料を滞納していないこと。ただし、都市再生住宅の入居についてやむを得ない事情があると市長が認める者であつて、当該滞納に係る市町村税及び国民健康保険料の納付について誠実な意思を有し、かつ、その納付が確実であると見込まれるものについては、この限りでない。

- (3) その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

(入居の申込み及び決定)

第5条 前条に規定する入居資格のある者で、都市再生住宅に入居しようとするものは、規則で定めるところにより、入居の申込みをしなければならない。

- 2 市長は、都市再生住宅の入居者を決定するに当たり、次条の規定により入居者の選考を行うものとする。

- 3 市長は、都市再生住宅の入居者を決定したときは、速やかにその旨を当該入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）に通知しなければならない。

(入居者の選考)

第6条 市長は、前条第1項の規定による入居の申込みをした者の数が入居させるべき都市再生住宅の戸数を超えるときは、住宅の困窮度合いの高い者から入居者を決定するものとする。

2 前項の場合において、住宅の困窮度合いの順位を定めがたい者については、公開抽選により入居者を決定するものとする。

(入居の手続)

第7条 都市再生住宅の入居決定者は、第5条第3項の規定による通知を受けた日から15日以内に、市内に居住し、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出しなければならない。

2 都市再生住宅の入居決定者が、やむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項に定める手続をしなければならない。

3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項の規定による連帯保証人について市長が認める近隣市町村の区域に居住する者とし、又は同項の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないことができる。

4 市長は、都市再生住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する手続をしないとき、又は都市再生住宅の引渡しの日までに第4条に掲げる条件を備えなくなったときは、都市再生住宅の入居の決定を取り消すことができる。

(家賃の決定)

第8条 都市再生住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条において準用する大津市営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和63年条例第25号。以下「市営住宅条例」という。）第14条の2第3項の規定により認定された収入（同条第4項後段の規定により更正された場合は、その更正後の収入）に基づき決定するものとし、その額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、次条において準用する市営住宅条例第50条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、入居者がその請求に応じないときは、当該入居者に係る都市再生住宅の毎月の家賃の額は、契約家賃の額とする。

(1) 入居者の収入が158,000円以下の場合 家賃算定基礎額に次に定める数値を乗じた額

ア 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第2条第1項第1号の国土交通大臣が

市町村ごとに定める数値で、本市に係るもの

イ 都市再生住宅の床面積（共用部分の床面積を除く。）を65平方メートルで除した数値

ウ 都市再生住宅の建設時からの経過年数に応じ、公営住宅法施行令第2条第1項第3号の国土交通大臣が定める数値の算定の例により算定した数値

(2) 入居者の収入が158,000円を超え487,000円以下の場合 家賃算定基礎額に前号イの数値及び特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行令第2条第1号及び第2号に規定する国土交通大臣が定める算定の方法（平成5年建設省告示第1602号）に定める方法により算定した立地係数を乗じて得た額（その額が契約家賃の額を超えるときは、契約家賃の額）。ただし、都市再生住宅の管理を開始した日から1年を経過した日以後の家賃の額は、本文の規定により算定した額に、1.035を都市再生住宅の管理を開始した日からの経過年数で累乗して得た値を乗じて得た額とする。

(3) 入居者の収入が487,000円を超える場合 契約家賃の額

2 前項の家賃算定基礎額は、次の表の左欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

入居者の収入	家賃算定基礎額
104,000円以下	34,400円
104,000円を超え123,000円以下	39,700円
123,000円を超え139,000円以下	45,400円
139,000円を超え158,000円以下	51,200円
158,000円を超え186,000円以下	58,500円
186,000円を超え214,000円以下	67,500円
214,000円を超え259,000円以下	79,000円
259,000円を超え487,000円以下	91,100円

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した家賃の額（以下この項において「新家賃額」という。）が、入居者が従前賃借していた賃貸住宅（都市再生住宅に入居する直前（第4条第1号イに掲げる者にあつては、施行地区外に転居する直前）に入居していたものに限る。）の家賃の額（以下この項において「旧家賃額」という。）を超えるときは、新家賃額から旧家賃額を控除した額に、次の表の左欄に掲げる都市再生住宅の入居期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める率を乗じて得た額を新家賃額から控除した額を家賃額とする。

都市再生住宅の入居期間	率
1 年以下の場合	6 分の 5
1 年を超え 2 年以下の場合	6 分の 4
2 年を超え 3 年以下の場合	6 分の 3
3 年を超え 4 年以下の場合	6 分の 2
4 年を超え 5 年以下の場合	6 分の 1

(準用)

第 9 条 市営住宅条例第 11 条の 2、第 12 条、第 14 条の 2、第 15 条 (同条第 1 号を除く。)、第 17 条、第 19 条から第 24 条まで、第 35 条、第 36 条、第 50 条、第 51 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 52 条並びに第 53 条の規定は、都市再生住宅について準用する。この場合において、必要な読替は、規則で定める。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第 5 条第 1 項の規定による入居の申込みその他の必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第166号

大津市役所支所設置条例の一部を改正する条例の制定について

平成24年12月3日提出

大津市長 越 直 美

大津市役所支所設置条例の一部を改正する条例

大津市役所支所設置条例（昭和24年条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表田上支所の項中「大津市里五丁目8番5号」を「大津市里三丁目9番1号」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第167号

大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成24年12月3日提出

大津市長 越 直 美

大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大津市立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和42年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表大津市立田上公民館の項中「大津市里五丁目8番5号」を「大津市里三丁目9番1号」に改める。

別表中第37号を第38号とし、第30号から第36号までを1号ずつ繰り下げ、第29号の次に次の1号を加える。

(30) 大津市立田上公民館

使用時間 室名	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
大会議室	円 3, 570	円 3, 570	円 4, 460
第1会議室	1, 120	1, 120	1, 400
第2会議室	510	510	640
第3会議室	1, 120	1, 120	1, 400
第4会議室	1, 120	1, 120	1, 400
和室1	510	510	640

和室 2	5 1 0	5 1 0	6 4 0
調理実習室	1, 1 2 0	1, 1 2 0	1, 4 0 0

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

平成24年12月3日提出

大津市長 越 直 美

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大津市附属機関設置条例（平成24年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「応募した市民」の次に「(本市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。以下この条及び別表委員の構成の欄において同じ。)」を加える。

別表市長の部大津市庁舎整備計画検討委員会の項の次に次のように加える。

大津市行政改革推進委員会	行政改革に関する基本方針及び計画の策定並びに行政改革の推進に関し必要な事項を調査審議すること。	12人以内	学識経験を有する者、公益活動団体関係者、事業者団体等から選出された者及び市長が行う委員の公募に応募した市民
大津市公共施設マネジメント推進委員会	公共施設に関する基本方針及び計画の策定並びに公共施設の管理の最適化その他のマネジメントの推進に関し必要な事項を調査審議すること。	6人以内	学識経験を有する者、公益活動団体関係者、事業者団体から選出された者及び市長が行う委員の公募に応募した市民

別表市長の部大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会の項の次に次のように加える。

大津市入札監視委員会	市長が発注する工事等の入札及び契約手続の適正化を図るために必要な事項を調査審議すること。	5人以内	学識経験を有する者
大津市協働提案事	市民・市民団体又は事	10人	学識経験を有する

業審査委員会	業者が提案する大津市「結の湖都」協働のまちづくり推進条例（平成23年条例第1号）第12条第1項に規定する協働事業の選定のために必要な事項を審査等すること。	以内	者、企業関係者、公益活動団体関係者、市長が行う委員の公募に応募した市民及び市長が指名する市職員
大津市パワーアップ・市民活動応援事業審査委員会	地域の課題解決又はまちの活性化を図るために市民・市民団体が企画し、及び実施する協働によるまちづくり活動で、市がその経費の一部を補助するパワーアップ・市民活動応援事業の選定のために必要な事項を審査等すること。	8人以内	学識経験を有する者、企業関係者、公益活動団体関係者、市長が行う委員の公募に応募した市民及び市長が指名する市職員
大津市美術展覧会審議会	大津市美術展覧会の企画及び運営に関し必要な事項を調査審議すること。	10人以内	美術に関する専門的な知識を有する者
大津市湖都文化推進審議会	大津市文化振興計画に基づく文化振興施策を推進するために必要な事項を調査審議すること。	10人以内	学識経験を有する者、教育関係者、芸術・文化関係団体から選出された者、観光関係団体から選出された者、関係事業者から選出された者及び市長が行う委員の公募に応募した市民
大津市市民提案による地域福祉推進事業選定委員会	身近な地域の福祉に関する課題を解決するために市民団体等が実施する事業で、市がその経費の一部又は全部を補助する市民提案による地域福祉推進事業の選定のために必要な事項を審査等すること。	4人	学識経験を有する者、福祉関係団体から選出された者及び市長が指名する市職員
大津市老人ホーム入所判定委員会	養護老人ホーム及び特別養護老人ホームへの入所の委託の措置等に関し必要な事項を審査すること。	5人	医師、老人福祉施設長及び市長が指名する市職員
大津市福祉有償運送運営協議会	特定非営利活動法人等による福祉有償運送の必要性及び収受する対価に関する事項等を調査審議すること。	15人以内	学識経験を有する者、タクシー等の事業者又は運転者が組織する団体から選出された者、福祉有償

			運送を行う特定非営利活動法人等から選出された者、関係行政機関から選出された者、福祉関係団体から選出された者及び市長が指名する市職員
大津市地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの公正かつ中立的な運営を図るために必要な事項を調査審議すること。	10人以内	学識経験を有する者、市民団体から選出された者及び医療福祉の関係機関又は団体から選出された者
大津市地域密着型サービス・施設サービス審査委員会	介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者等の指定等を受けようとする者の事業計画を審査等すること。	12人以内	学識経験を有する者、介護サービス事業者（大津市介護保険条例（平成18年条例第13号）第4条に規定する介護サービス事業者をいう。）、市民団体から選出された者及び市長が指名する市職員
大津市健康おおつ21（第2次計画）策定委員会	健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定に基づく健康増進計画として健康おおつ21（第2次計画）を策定するために必要な事項を調査審議すること。	16人以内	学識経験を有する者、市民団体から選出された者、医療福祉の関係機関又は団体から選出された者、関係行政機関から選出された者、事業者団体から選出された者及び市長が行う委員の公募に応募した市民
大津市医療福祉推進協議会	医療福祉の推進のために必要な事項を調査審議すること。	15人以内	医療福祉の関係機関又は団体から選出された者及び市長が指名する市職員
大津市予防接種健康被害調査委員会	予防接種に起因して発生した健康被害及びその事後対策について必要な事項を調査審議すること。	5人以内	学識経験を有する者、医療関係団体から選出された者及び市長が指名する市職員
大津市予防接種協議会	予防接種事業の円滑な実施のために必要な事項を調査審議すること。	9人以内	学識経験を有する者、医療関係団体から選出された者及び市長が指名する市職員
大津市肺がん検診協議会	肺がん検診を円滑に実施するために必要な事項を調査審議するこ	7人以内	学識経験を有する者、医療関係団体から選出された者及び

	と。		市長が指名する市職員
大津市消化器がん検診協議会	消化器がん検診を円滑に実施するために必要な事項を調査審議すること。	7 人以内	学識経験を有する者、医療関係団体から選出された者及び市長が指名する市職員
大津市歯科保健推進協議会	歯科保健事業を円滑に実施するために必要な事項を調査審議すること。	7 人以内	医療関係団体から選出された者及び関係行政機関から選出された者
大津市乳がん検診協議会	乳がん検診を円滑に実施するために必要な事項を調査審議すること。	5 人以内	学識経験を有する者、医療関係団体から選出された者及び市長が指名する市職員
大津市小児慢性特定疾患対策協議会	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の規定に基づく小児慢性特定疾患に係る医療給付の対象者の認定及び当該疾患の治療研究事業の実施に関し必要な事項を審査し、及び調査審議すること。	6 人以内	学識経験を有する者、医療関係団体から選出された者及び市長が指名する市職員
大津市森林整備推進審議会	森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5の規定に基づく森林整備計画の策定等及び林業の振興を図るために必要な事項を調査審議すること。	7 人以内	学識経験を有する者、事業者団体から選出された者及び関係行政機関から選出された者
大津市農政審議会	農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定に基づく農業経営改善計画の認定等に係る審査を行うとともに、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定に基づく農業振興地域整備計画の策定その他農業振興施策の推進を図るために必要な事項を調査審議すること。	7 人以内	農業関係団体から選出された者、農業を営む者及び関係行政機関から選出された者
大津市びわ湖大津館の利活用審議会	びわ湖大津館の利活用に関し必要な事項を調査審議すること。	9 人以内	学識経験を有する者、市民団体から選出された者、企業関

			係者、事業者団体から選出された者、指定管理者及び市長が指名する市職員
大津市大規模盛土造成地調査検討委員会	大地震が発生した場合に大きな被害が生ずるおそれのある大規模盛土造成地において実施する地盤の変動予測調査に関し必要な事項を調査審議すること。	7 人以内	学識経験を有する者、市民団体から選出された者及び関係行政機関から選出された者
大津市民病院経営評価委員会	市民病院の経営の健全化を推進するために必要な事項を調査審議すること。	7 人以内	学識経験を有する者、市民団体から選出された者、医療関係団体から選出された者及び事業者団体から選出された者
大津市メディカルコントロール協議会	救急業務の円滑な遂行及び市民の救命率向上のために必要な事項を調査審議すること。	10 人以内	救急医療の関係機関又は団体等が推薦する者、関係行政機関から選出された者及び市長が指名する市職員

別表に次のように加える。

教育委員会	大津市心身障害児就園就学指導委員会	心身に障害のある幼児、児童及び生徒の適正な就園又は就学を図るために必要な事項を調査審議すること。	30 人以内	学識経験を有する者、関係行政機関から選出された者及び教育委員会が指名する市職員
	大津市立学校結核対策審議会	市立学校における結核対策のために必要な事項を調査審議すること。	16 人以内	医療関係団体から選出された者及び教育委員会が指名する市職員
	大津市歴史博物館収蔵品収集審査会	大津市歴史博物館に収蔵する資料の収集に関し必要な事項を調査審議すること。	5 人以内	学識経験を有する者

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年1月1日から施行する。ただし、別表市長の部大津市庁舎整備計画検討委員会の項の次に次のように加える改正規定（同部大津市行政改革推進委員会の項に係る部分に限る。）、同表に次のように加える改正規定（同表教育委員会の部大津市心身障害児就園就学指導委員会の項に係る部分に限る。）及び次条の規定（同表市長の部大津市行政改革推進委員会の項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(委員の委嘱の特例)

第2条 改正後の別表市長の部大津市行政改革推進委員会の項、大津市公共施設マネジメント推進委員会の項、大津市協働提案事業審査委員会の項、大津市パワーアップ・市民活動応援事業審査委員会の項、大津市湖都文化推進審議会の項及び大津市健康おおつ21（第2次計画）策定委員会の項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に委嘱する委員については、これらの項の規定中「市長が行う委員の公募に応募した市民」とあるのは「市民のうちから市長が指名する者」とする。

（大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正）

第3条 大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1 附属機関の委員の項中「円」の次に「（大津市小児慢性特定疾患対策協議会の委員（学識経験を有する者及び医療関係団体から選出された者である委員に限る。）及び大津市立学校結核対策審議会の委員（医療関係団体から選出された者である委員に限る。）にあっては、14,000円）」を加える。

議案第169号

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

平成24年12月3日提出

大津市長 越 直 美

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第38号）
の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(組織等)」を付する。

第4条の2を第4条の3とし、第4条の次に次の1条を加える。

第4条の2 前条に定めるもののほか、公営企業管理者が発注する工事等の入札及び契約手続の
適正化を図るために必要な事項について調査審議させるため、大津市企業局入札監視委員会（以
下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

3 委員は、学識経験を有する者のうちから、公営企業管理者が委嘱する。

4 委員には報酬を支給するものとし、その額は日額9,800円とする。

5 前項に定めるもののほか、委員に対する報酬及び費用弁償については、大津市議会議員の議
員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年条例第19号）の非常勤職員に関
する規定を準用する。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織、運営その他必要な事項は、公営企業管理者が別
に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(大津市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 2 大津市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第15条中「および非常勤職員の給与については」を「及び非常勤職員（大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第38号）第4条の2第1項に規定する大津市企業局入札監視委員会の委員を除く。）には」に改める。

議案第170号

大津市暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について

平成24年12月3日提出

大津市長 越 直 美

大津市暴力団排除条例の一部を改正する条例

大津市暴力団排除条例（平成23年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第32条の2第1項」を「第32条の3第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 171 号

大津市市税条例の一部を改正する条例の制定について

平成 24 年 12 月 3 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市市税条例の一部を改正する条例

大津市市税条例（昭和 34 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 27 条第 1 項中「第 2 章」の次に「(第 8 条を除く。)」を、「第 3 章」の次に「(第 14 条を除く。)」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 27 条第 1 項の規定は、平成 25 年 1 月 1 日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にした改正前の大津市市税条例第 27 条第 1 項に規定する行為については、なお従前の例による。